

平成 27 年第 1 回定例会 県民企業常任委員会

平成 27 年 3 月 2 日

赤井委員

私からは、まずはじめに、企業庁保有資産の処分を予定している資産について伺います。

報告資料では、1 番から 6 番までは廃止、未利用地ということですが、7 番目のプロミティあつぎビルは、資産活用の見直しという記載になっています。まず、この内容を教えてください。

財産管理課長

プロミティあつぎビルは、昭和 63 年に、企業庁が地域振興施設等整備事業として建設いたしました多目的ビルでございますが、こちらにつきましては、周辺に商業施設も発展し、近隣オフィスビルの整備も進んだことから、地域振興のための企業庁の先導的役割は終えたものと考えております。

そのような中、周辺に競合する賃貸ビルが多数あるため、入居率の向上も見込めず、また、建物の老朽化の進行から、早期に大規模改修が必要となっているということで、現状の経営では投資の回収ができないため、再投資の在り方を含めまして、民間活力に委ねることが適当と判断し、来年度に売却処分する予定としたものでございます。

赤井委員

売却されるということで、承知しました。

次に、旧長後第一・第二職員アパート及び旧鵜沼職員公舎の一部については、藤沢市に売却、その他については、地元の市町での活用の意向を確認するとありますが、現在の状況はいかがですか。

財産管理課長

こちらにつきましては、今後、市の方に改めて照会をさせていただくものでございまして、今のところ、活用の御意向ということで、お示しいただいております。

赤井委員

今後の取組として、売却の可能性が高いものから順次処分ということで、当然ですが、売却の可能性の低いものが残ることになります。それについては、どのようにされるのでしょうか。

財産管理課長

企業庁では、売却の可能性の高いものから売却しているのですが、平成 26 年度を開始年度といたしました水道事業経営計画に基づきまして、配水池等の統廃合により、廃止する施設が増加しております。

これらの施設は山の中腹などにあり、場所的条件の良くないものが多く、土地の形状等によりましては、施設廃止後の有効活用が困難となっております。そのため、このままでは、売却や有効活用が困難となっておりますが、各施設ごとに精査し、周辺の開発等に合わせた売却など、今後の状況の変化に応じまして、最適な活用を検討してまいりたいと考えております。

赤井委員

可能性が低いものは、持っているだけで管理費等がかかってしまうこともあると思いますが、付加価値を付けて近隣の方々に声掛けをするといった、通常の民間の不動産売却と同じような努力をしていただきたいと思います。

次に、細かい点ですが、入札の際、保証金というのは取っているのでしょうか。

財産管理課長

頂いております。

赤井委員

入札保証金の20倍までの額での入札参加ということによろしいですか。

財産管理課長

そのとおりでございます。

赤井委員

入札金額が最低制限価格に届かないという場合、入札保証金の返還については、落札時まで待たなければならないのでしょうか。こういうものは、最初からはじくというシステムはないのか教えてください。

財産管理課長

最初からはじくということはないのですが、入札の際、参考価格ということでお示ししておりますので、それを参考にさせていただいているということでございます。

赤井委員

そうすると、参考価格というのは、最低制限価格とイコールとっていいのですか。

財産管理課長

イコールということではございません。あくまでも参考価格ということでお示しさせていただいております。

赤井委員

企業庁の物件ではないのですが、民間の入札をされている方々から、入札で保証金を入れたが、その20倍が参考価格に届いておらず、それならば、最初から入札しても意味ないから、わざわざこちらまで足を運ぶ必要がないのではないかという話がありました。

今後は、入札の際に保証金を入れて、その20倍が参考価格に届かない場合は、入札の時点で、もう1回県庁に足を運ぶことになり、二度手間になります。特に、県の処分予定資産は田舎が多いわけで、田舎の方から来られる場合は、わざわざ県庁まで足を運ばなければならないのですが、最初からはじくというシステムにはならないのでしょうか。

企業局会計課長

基本的には、全庁ルー尔的な対応で行っておりますので、現在のやり方で、今後行うことを考えております。

赤井委員

現場でそのような声もありましたので、今後の検討という形にさせていただければと思います。

次に、お客様から信頼される事業運営ということで、水道事業では、「水のおいしい学校づくり」の推進、県営水道フレンズ事業、「健康のために水を飲もう」運動事業といった、今までにない、非常に県民受けするネーミングの事業が出てきました。

まず、水のおいしい学校づくりの推進という点ですが、直結直圧給水工事を行うことによって、子供たちに、直に水道から水を飲んでもらう運動であると聞いています。これまでも、直結直圧給水工事を行ってきているとは思いますが、どの程度実施されているのでしょうか。

水道施設課長

県営水道が行ってきた直結直圧化についてですが、現在、直圧が行われているもののうち、県営水道が実施したところは、平成 22 年度から平成 24 年度に 9 校、平成 25 年度、平成 26 年度にそれぞれ 1 校ずつであり、合わせまして 11 校となっております。一般の給水工事につきましては、学校側で切替えをしたところが 2 校であり、合計 13 校でございます。

赤井委員

せっかく水のおいしい学校づくりという良いネーミングを作って、直結直圧化で水道水をしっかり飲んでもらうという運動なのですが、対象となる学校が 271 校であるのに対し、まだ 13 校にしか導入されていないということです。

そこで、今後の目標についてはどのように考えているのかお伺いします。

経営課長

直結直圧式給水化は、県の直営の試行事業であり、平成 22 年度から、次いで、かながわ水・エネルギーサービスの助成に切り替えまして、平成 25 年度、平成 26 年度と続けてまいりました。

今回、御審議いただいております、水のおいしい学校づくりにつきましても、一般財団法人である、かながわ水・エネルギーサービスの公益目的支出事業として助成を継続するものでございます。公益目的支出の事業自体が、平成 36 年度までの計画と承知しておりますので、事業の期間といたしましては、そうした長期的な見通しで進めてまいりたいと考えております。

また、目標につきましては、これからも、学校や市町の教育委員会には、こうした事業の意義として、児童・生徒の皆さんに、おいしい水を飲んでいただくということを周知しながら進めてまいりたいと考えております。具体的には、水・エネルギーサービスにおける助成の毎年の予算を見ながら進めてまいります。

赤井委員

さらに、希望する学校には、ウォータークーラーや芝苗購入費の全額助成などを行うということです。芝については、いろいろとメンテナンスが大変だと思うのですが、ウォータークーラーの設置が含まれていますから、各基礎自治体に対して、こうすればおいしい水が飲めますよと、しっかり PR する必要があります。是非、積極的に行ってほしいと思います。

次に県営水道フレンズ事業についてですが、これは新たなモニター制度であると聞きました。これまでのモニター制度とどのように違うのか、また、どういう内容なのか教えてください。

経営課長

県営水道フレンズ事業につきましては、庁内の若手、中堅職員で、水道水を利用していただくための取組に関しまして、検討を重ねる中で、いろいろなアイデアとともに出てきた事業であり、ネーミングを含めまして、若手のアイデアということでございます。

これまでの水道モニター制度では、施設の見学や意見交換、アンケートなどを実施してはいたのですが、ともすれば、私ども水道事業者からお客様へ説明するという、一方通行の傾向もございました。

一方、水道フレンズ事業では、友人のように相互が交流しながら、水道のことを知っていただくということを考えております。そのため、これまでよりも、若い世代の方にも御参加いただいて、手法といたしましても、自由な話し合いができるような工夫、SNSのような相互交流の仕組みも手法として導入し、対象といたしましても、個人のお客様に加えまして、一般の企業や法人などからも、是非御意見を頂きたいと考えております。

赤井委員

是非、一般のお客様、企業等に、水のおいしさを知ってもらい、省エネ、そして、水の使用量が減っていく中でも、水を使っていってほしいというPRについては、いろいろな形で進めていただきたいと思います。

次に、お客様に信頼される取組として、モバイルレジ収納委託事業を、今回新たに始めるものと聞いております。納入通知書のバーコードをスマートフォン等で読み取って、お客様自身の口座から直接支払うというサービスと承知しているのですが、このサービスが必要なお客様はどの程度いるのか、口座からの自動引き落としではない人がどれくらいの割合なのか教えてください。

経営課長

モバイルレジにつきましては、委員お話しのとおり、納入通知を受け取っているお客様が、お手元のスマートフォン等でバーコードを読み込んでいただいて、インターネットバンキングによって、個人の口座から引き落としをさせていただくという仕組みでございます。

また、納入通知を御利用になられているお客様の割合についてでございますが、大まかな数字で申し上げますと、給水戸数が県営水道全体で127万戸であり、そのうち21%程度が納入通知を御利用いただいているお客様であり、モバイルレジを御利用いただく可能性があるということでございます。

赤井委員

20%前後が納入通知を利用しているということですが、普通は自動引き落としを利用すると思います。自動引き落としを利用していないという方には、高齢者の方が多いように思うのですが、納入通知書を利用しているお客様について、世帯構成などは分かるのでしょうか。

経営課長

県営水道における給水の申込、給水契約につきましては、お客様の氏名、住所は、当然把握しておりますが、年齢や性別、世帯構成といった情報は収集しておりません。それらは個人情報に当たるところでもございます。

なお、先行する水道事業体、モバイルレジを運用する事業者からの聞き取り

によりますと、都市部の自治体ほど、こういったサービスの利用率は高いものと承知しております。そのため、納入通知を御利用のお客様には、こういった支払方法の選択肢を幅広く御提供してまいりたいと考えております。

赤井委員

私自身も、ITについては苦手なので、モバイルレジについてもよく分からない部分があるのですが、実際に利用者が申込みを行う必要があるのか、銀行の口座などを持っていないといけないのか、その辺の仕組みについて御説明いただきたいと思います。また、モバイルレジについては、既に実施している自治体もあると聞いていますが、その状況についても教えてください。

経営課長

このモバイルレジは、まず、携帯端末であるスマートフォンなどで、お客様がアプリケーション、アプリをダウンロードしていただきます。その専用アプリで納入通知書のバーコードをカメラで読み取っていただき、金融機関やコンビニエンスストアの店頭の係員が行うことを、御自宅でも行っていただけるということになります。

お客様は、その前提といたしまして、インターネットバンキングに伴う決済、金融機関との契約が必要となります。その後、お客様としましては、一旦カメラ機能によりましてバーコードを撮影していただければ、特段の手続なく金融機関を選択していただいて、お支払いということになります。

また、水道料金の分野では、千葉県の上野市で既に導入されているところでございます。また、水道料金ではございませんが、税の分野では、東京都や川崎市などで行われている事例があると聞いております。

赤井委員

こういった新たな取組は、納入通知書の中などで、お客様へPRし、今後スマートフォン等で簡単に納入できますということで、広報できると思います。

しかし、既にお客様はスイカやパスモといった電子マネーを持っており、コンビニエンスストア等でも利用しています。納入通知書により、コンビニで支払いをする際も、現金よりも電子マネーなどの方が払ってもらえるような気がするのですが、これらについては、導入の検討をしていないのでしょうか。

経営課長

利便性という点では、現金の代わりとなる電子マネーも広く普及しております。委員お話しのとおり、コンビニエンスストアなどでの商品の購入では、電子マネーが広く使われている状況と理解しております。

しかしながら、上下水道料金のような公共料金につきましては、現状といたしまして、各コンビニエンスストアなどでは、採算上の問題から取扱いができておりません。電子マネーの支払いに関わる加盟店、つまりコンビニエンスストアなどが支払う手数料と、私どもが求める経費との折り合いがつかない状況でございます。

赤井委員

今後、電子マネーも普及し、手数料等も安くなる可能性もありますので、今後はそういった点についても検討していただきたいと思います。また同時に、未収金については、様々な知恵を巡らせて、しっかりと取り組んでいただきたい

くよう要望いたします。

次に、いのち貢献度指名競争入札について伺います。

この対象工事は、社会貢献企業又は優良工事施工業者を対象とした工事ということですが、この辺をもう少し詳しく説明をお願いします。

また、総合評価の基準項目ですが、地域との密着性、地域への社会貢献ということがあると思うのですが、県土整備局でこの1年間やってきて、様々な項目について、これはもう少し加点した方がいいとか、これは少し減らした方がいいといったことがあったと思います。その項目等については、県土整備局で今年度発注した内容と、大分変わってきているのか教えてください。

企業局会計課長

まず、1点目の社会貢献企業又は優良工事施工業者を対象とした工事ですが、基本的にはケース・バイ・ケースとなっております。例えば高い技術力が必要な比較的難易度の高い工事とか、一般競争入札の中でも、社会貢献企業又は優良工事施工業者の方が入札に参加できるということで行うものがございます。そして、いのち貢献度指名競争入札におきまして、従来から一般競争でインセンティブ発注としていた工事の入札参加対象をもう少し広げまして、より企業努力を行っている社会貢献企業等に対して発注するといった仕組みとなっております。

次に、県土整備局で、このたび見直しを行う中では、基本的には、項目につきまして、従来使っていた項目を使っていくということで考えております。ただし、試行の中で、特に担い手の育成・確保などに努める企業を、より積極的に評価をする方が良いのではないかとということがございました。そのため、他の評価項目よりも優先的に事業者を指名できる特別評価項目というのを設定いたしまして、通常の評価項目で絞っていきますと、事業者が絞られ過ぎた場合、別枠で、例えば若手技術者育成であるとか、建設機械を保有しているといった業者をプラスして指名できる項目の仕組みを新たにつくっております。

赤井委員

企業庁関係の仕事で、初めていのち貢献度指名競争入札という形でやるわけですから、これまでの県土整備局が発注してきたのと同じであると思って、業者の方が対応するといけないので、特別評価項目については、しっかりとしたアピールをする必要があると思います。関係団体や事前の事業者への説明会では、丁寧に行っていたきたいと要望しまして、私の質問を終わります。